(五)　配光は、航空機にまぶしさを与えないものであること。
(六)　灯器は、その上を航空機の車輪が通過してもそれに耐える構造のものであり、かつ、航空機の離着陸に支障のないように設置すること。
(七)　制御装置を設備すること。
(八)　監視装置を設備すること。
(九)　予備電源設備を有すること。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○国土交通省告示第五百八十二号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百九十九条第二項の規定に基づき、航空交通管制業務に関する告示（昭和四十一年運輸省告示第百四十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月二日　　国土交通大臣　大畠　章宏

別表第一下地島空港の項を次のように改める。

下地島空港	下地島空港出張所	飛行場管制業務	下地タワー	８時から19時30分まで
	那覇空港事務所	進入管制業務	先島アプローチ	
		ターミナル・レーダー管制業務	先島レーダー	

別表第一宮古空港の項を次のように改める。

宮古空港	宮古空港・航空路監視レーダー事務所	飛行場管制業務	宮古タワー	８時から21時まで
	那覇空港事務所	進入管制業務	先島アプローチ	
		ターミナル・レーダー管制業務	先島レーダー	

別表第一多良間空港の項を次のように改める。

多良間空港	那覇空港事務所	進入管制業務	先島アプローチ	８時から18時まで
		ターミナル・レーダー管制業務	先島レーダー	

別表第一石垣空港の項を次のように改める。

石垣空港	石垣空港出張所	飛行場管制業務	石垣タワー	８時から21時まで
	那覇空港事務所	進入管制業務	先島アプローチ	７時30分から21時まで
		ターミナル・レーダー管制業務	先島レーダー	

附　則

この告示は、平成二十三年七月一日から施行する。

○国土交通省告示第五百八十三号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百九条の規定に基づき、航空機の位置通報点に関する告示（昭和三十七年運輸省告示第三百九十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月二日　　国土交通大臣　大畠　章宏

第一表及び第二表新潟ＮＤＢの項を削る。

附　則

この告示は、平成二十三年六月二十日から施行する。

○国土交通省告示第五百八十四号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三十七条第二項の規定に基づき、航空路の指定に関する告示（昭和五十三年運輸省告示第百九十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月二日　　国土交通大臣　大畠　章宏

別表Ｗ22の項を削る。

附　則

この告示は、平成二十三年六月二十日から施行する。

○国土交通省告示第五百八十五号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十六条第三項第四号の規定に基づき、進入管制区を指定する告示（昭和五十年運輸省告示第四百六十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月二日　　国土交通大臣　大畠　章宏

表宇都宮進入管制区の項を次のように改める。

宇都宮進入管制区	1　次に掲げる区域の直上空域で高度1,200m以下のもの イ　日光ＮＤＢ（Ｎ36°29′Ｅ139°52′）を中心とする半径54㎞の円内の区域のうちＮ36°58′35″Ｅ139°59′31″の地点とＮ36°41′05″Ｅ140°26′05″の地点を結ぶ直線の東側にあるもの ロ　Ｎ36°58′35″Ｅ139°59′31″の地点、Ｎ36°45′56″Ｅ140°12′29″の地点、Ｎ36°41′07″Ｅ140°03′11″の地点、Ｎ36°32′44″Ｅ140°09′56″の地点、Ｎ36°41′05″Ｅ140°26′05″の地点及びＮ36°58′35″Ｅ139°59′31″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域（日光ＮＤＢを中心とする半径27㎞の円内の区域に係るものを除く。） ハ　日光ＮＤＢを中心とする半径27㎞の円内の区域のうちＮ36°41′07″Ｅ140°03′11″の地点とＮ36°33′23″Ｅ139°48′18″の地点を結ぶ直線の南側にあり、かつ、Ｎ36°33′23″Ｅ139°48′18″の地点とＮ36°25′13″Ｅ139°33′50″の地点を結ぶ直線の南側にあるもの 2　次に掲げる区域の直上空域で高度2,150m以下のもの イ　日光ＮＤＢを中心とする半径54㎞の円内の区域のうちＮ36°58′35″Ｅ139°59′31″の地点とＮ36°57′25″Ｅ139°39′00″の地点を結ぶ直線の北側にあるもの ロ　Ｎ36°58′35″Ｅ139°59′31″の地点、Ｎ36°57′25″Ｅ139°39′00″の地点、Ｎ36°28′09″Ｅ139°39′00″の地点、Ｎ36°33′23″Ｅ139°48′18″の地点、Ｎ36°45′56″Ｅ140°12′29″の地点及びＮ36°58′35″Ｅ139°59′31″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域

附　則

この告示は、平成二十三年六月二十日から施行する。